

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題も「不法投棄」でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、廃棄物処理法第16条の不法投棄に関する規定について、誤っているものはどれか。

- (1) 廃棄物を不法に投棄した者は、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する
- (2) 処理基準違反行為の程度が著しい場合でも、本条の対象とならない
- (3) 事業者、処理業者等が反復継続して不法投棄を行う場合のみならず、単に1回だけでも処分した場合にも適用される
- (4) 廃棄物を不法に投棄した場合、投棄者が法人の使用人であって、当該法人の業務に関して投棄した場合には、投棄者だけでなく、その使用人の法人に対して3億円の罰金が課せられる場合がある
- (5) 軽度の処理基準違反であっても、公共性・密集性の高い地域において行われるなどの事情を勘案して判断され、社会通念上許容されない処分行為であれば対象となる

【解説】

- (1) の第16条の罰則については第25条第1項第14号。
- (2) の処理基準違反行為の程度が著しい場合においては対象となるので誤り。
- (4) の両罰規定については第32条第1号に規定されている。

正解(2)

これは、前回(第42回)の問題を解いた方にとっては簡単だったかもしれませんが、現実的には「まよう」人もいます。「その程度では捕まらないのではないか？」というように思っちゃうんですね。大きな声では言えませんが、「法律違反」と「捕まる」かは素人から見るとギャップを感じます。(かく言うBUNさんも学校で正式に法律を学んだわけではないので「素人」です)

法令違反したからと言って、「違反者全員が牢屋に入る訳ではない」ことは時折マスコミで報道される政治家の行動を見ると判りますよね(°^°)

いくら法律で「懲役5年」「罰金30万円」と規定していても、みんながみんな牢屋に5年入ったり、罰金30万円を払っている訳ではありません。でも、「法律違反は法律違反」。

皆さんも「不起訴」や「起訴猶予」「情状酌量」と言った言葉を聞いたことがあるでしょ。

実際にどの程度の刑罰にするかは裁判で決まるし、裁判になるためには検察が起訴しなければ始まりません。ですから、法律違反をしても検事さんが「牢屋に入れるほどのことでも無いなあ」と判断すると「起訴猶予」ということもあるのです。

検事さんが起訴猶予にするか、裁判長が無罪にするかは、結局ケースバイケースです。

まさに「裁判をやってみなければ判らない」のです。

～廃棄物処理問題～

いくら家庭ゴミであっても、1回あたりいくら少量であっても、何回も繰り返したことから「犯罪性が強い」として逮捕、送検された事案は数多くあります。
絶対に捕まらない方法があります。それは「違反をしない」ことです。
では、ちょっと視点を変えて「道徳的な」規定を見てみましょうか。

Q、次のうち、その行為をしなければならない人物とその行為の組み合わせで、法令で規定されていないものはどれか。

(清潔の保持)

- (1) 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者）
→占有し、又は管理する土地又は建物を清潔に保持しなければならない。
- (2) 建物の占有者
→市町村長が定める計画に従った大掃除をしなければならない。
- (3) 何人も（誰でも）
→キャンプ場、スキー場、海水浴場、港湾その他の公共の場所を汚してはならない。
- (4) 市町村
→必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設けなければならない。
- (5) 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者
→当該便所に係るし尿は自らくみ取らなければならない。

【解説】

法第5条には「清潔保持義務」が規定されている。これは清掃法時代から規定されていた内容で、廃棄物処理法の目的の一つである「公衆衛生の向上」を達成するための規定といえる。

(2)の大掃除の規定などは、現状に合わなくなっている内容はあるものの、本来国民や自治体が当然にやるべき内容を教示的に規定している。

なお、この第5条の規定に違反したからといって罰則の規定はなく、状態が悪ければ、改善命令、措置命令、不法投棄罪の適用等、他の規定によることとなる。

(5)は「環境衛生上支障が生じないように処理する」との規定はあるが、「自らくみ取る」とは規定していない。

なお、平成22年の改正により法第5条第2項に土地所有者等の「通報」義務が規定された。

正解(5)

「廃棄物処理法」と聞くと、すぐに「産廃」や「マニフェスト」「委託契約書」と言った「厳しい」「規制行政」を思い浮かべる人も多いと思いますが、「廃棄物処理法」の正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「清掃」の文言が入っていますし、第1条を見ると、「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」であり、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」が「目的」であることが明解です。よって、第5条には「清潔保持義務」こそ本来重要なことなんですね。

では、今回の宿題もこういった趣旨のものとしてみましょう。



宿題Q

次のうち、廃棄物処理法で「国民の責務」として規定されていない事項はどれか。

- (1) 廃棄物の排出を抑制すること。
- (2) 再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。
- (3) 廃棄物を分別して排出すること。
- (4) 生じた廃棄物をなるべく専門の業者に処理委託すること。
- (5) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。